

「北の住まいるタウン」普及啓発等業務 企画提案指示書

1 委託事業名

「北の住まいるタウン」普及啓発等業務

2 業務目的

道では、北海道の優位性が活かされ、地域特性に応じ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域づくりを目指す「北の住まいるタウン」を推進しており、その目指す姿や方向性を示した「北の住まいるタウンの基本的な考え方」を平成28年7月に策定した。

また、北の住まいるタウンの推進に向け、モデル市町村を募集した結果、鹿追町及び当別町を選定。両町が実現に向けた地域計画を策定、平成29年度から具体的な取組の推進を図っているところ。

本業務は、両町の地域計画に基づき、両町地域協議会の開催支援を行うとともに、道内の市町村が「北の住まいるタウン」の取組を推進するよう、検討協議会、事例見学ツアーやまちづくりセミナーを開催し普及啓発するとともに、平成29年度末に作成した実践ガイドブックを更新することを目的とする。

3 業務委託内容

① 計画準備

本業務を円滑に遂行するため、業務全体の進め方や、地域協議会、検討協議会、事例見学ツアー及びまちづくりセミナーの詳細検討、調整を行う。

② 地域協議会等の開催支援

(1) 先進事例情報収集調査

- モデル市町村をはじめ、北の住まいるタウンの推進に取り組む市町村の参考となる先進事例や事業手法及び支援制度などについて、情報・資料収集調査を行う。

(2) 資料作成コーディネータ業務・取りまとめ

- 具体的な取組を推進するため、事業スキームの検討、事業進捗管理に係る資料作成、取りまとめ、アドバイザー派遣（受託者社員、外部専門家は問わない）を行う。
- モデル市町村として今までの取組を総括し、今後の進め方について検討する。
- 地域協議会はモデル市町村である鹿追町・当別町で各1回（今までの取組の総括を含む）の開催を想定。またモデル市町村の実情を踏まえ、他計画策定にあたって「北の住まいるタウン」の考え方を反映させていくため、ワークショップや地域協議会分科会等を開催する。（当別町において平成31年度に立地適正化計画を策定予定）

③ 検討協議会の開催支援

- 地域協議会等の結果等を反映し、検討協議会で検討を要する事項の資料作成、整理、取りまとめを行い、開催にあたってはアドバイザーとして出席する。
- 検討協議会はガイドブックの時点修正及び防災等新たな視点を取り入れた内容更新の検討を含め、札幌市で1回の開催を想定。
検討作業のため、事前にワーキングを開催する。札幌市での開催を想定。

④ 事例見学ツアーの開催に係る企画運営業務

- 北の住まいるタウンの取組に参考となる先進的取組を行っている市町村等担当者から概要、効果留意点などの説明を受け、現地での実体験を通して施策への理解を深め、市町村への普及促進につなげる。
- 開催に係る詳細の調整、参加者募集、配付資料作成、意見交換用のファシリテーター派遣（受託者社員、外部専門家は問わない）、司会進行を行う。
- 札幌から日帰り可能な道内市町村で1回の開催を想定。
（参加者の現地移動は、大型貸切バス1台を想定し、業務に賃借料を計上）

⑤ まちづくりセミナーの開催に係る企画運営業務

- 北の住まいるタウンの推進に向け、市町村職員等にガイドブックによる学習、まちづくりの懸案事項に関するまちづくり実務者による講演会、意見交換会を開催する。
- 開催に係る講演者（旅費、謝金は業務に計上）の選定及び詳細の調整、参加者募集、配付資料作成、コーディネーター派遣（受託者社員、外部専門家は問わない）、司会進行を行う。

札幌市で1回の開催を想定。(業務に100名規模の会場賃借料を計上)

⑥ ガイドブック(WE B版)の更新

- ・モデル市町村の取組、先進事例、関連支援制度などを取りまとめ、市町村のまちづくり担当者等に役立つガイドブックの内容を更新。
- ・ガイドブックに都市防災等、新たな視点を取り入れた内容を検討する。
- ・継続的なWE B更新の仕組み・体制を検討するとともに更新コンテンツをウェブサイトへ反映(WE Bサーバ使用料は業務に計上)

⑦ 報告書作成

調査、検討の結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

⑧ 打合せ協議

初回、中間、成果納品時(中間打合を適宜行う。)

※「地域協議会」:市町村・道が事務局となり、有識者、地元民間事業者や関係団体等で構成。

※「検討協議会」:道が事務局となり、専門家や国の機関などで構成。

4 成果品

- ・業務報告書 印刷製本3部
 - ・電子原稿及び報告書等を構成する図表等のデータを収録したCD1枚
- ※データの所有権及び著作権は道に帰属するものとする。

5 委託期間

契約締結日から平成32年3月27日(金)まで

6 予算上限額

5,680,000円(消費税を含む)

7 業務上の留意事項

- (1) 本要領に明示されていない事項については、業務担当員と十分に協議の上、適切に業務を遂行すること。
- (2) コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、生活を支える取組は、別紙1を参照にすること。
- (3) 「地域協議会」は、地域の実情を把握している各方面の関係者(有識者、地元民間事業者や関係団体等)で構成。
モデル市町村の課題とその解決に向けた取組の方向性、目指す姿や具体的な取組手法、推進体制などを検討し、市町村の計画に反映し具体的な取組を推進してきたところであり、本業務ではこれまでの取組を総括することを目的として開催する。
開催にあたり、事業スキームの検討、事業進捗管理に係る資料作成、取りまとめ、アドバイザー派遣(受託者社員、外部専門家は問わない)を行う。
また、モデル市町村の実情に応じて、ワークショップや地域協議会分科会等の開催を想定している。
- (4) 「検討協議会」は、「北の住まいるタウン」の推進を図る目的で、平成27年度より開催しており、まちづくりやエネルギー、地域福祉などの専門家、国の機関等15名で構成。
専門的な分野・国の機関などの視点から幅広くモデル市町村の取組の推進、あるいはガイドブックの時点修正、内容更新といった全道的な普及啓発の取組に関し、専門的な見地から意見を聴取するため、「地域協議会」と連動し、開催予定。
開催にあたり、協議会での検討を要する事項の資料作成、整理、取りまとめを行い、アドバイザーとして出席する。(会場の確保、構成員の報償費及び旅費の支出は北海道が行う)
検討協議会は、札幌市で開催を想定しているが、変更の場合がある。
- (5) 企画提案書作成にあたり、図表の使用は可能である。

8 参加手続き等

参加する者は、次に示すところより、「北の住まいるタウン」普及啓発等業務プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)を提出する。

- (1) 参加表明書
① 提出書類

参加表明書作成要領に従って作成し、参加表明書と添付書類を提出すること。

②参加表明書様式

別記様式1による。

③提出部数

参加表明書、添付書類とも各1部

④提出期限

平成31年3月7日（木） 午後5時必着

⑤提出場所

12の(4)のとおり。

⑥提出方法

持参による（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）。

(2) 企画提案書

参加表明書の提出の後、道から「北の住まいるタウン」普及啓発等業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）の提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

①提出書類

企画提案書を企画提案書作成要領に従って作成し、提出すること。

②企画提案書様式

企画提案書は別記様式2による。

③提出部数

企画提案書 8部

※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。

文中にも記載しないように注意すること。

④提出期限

平成31年3月22日（金） 午後5時必着

⑤提出場所

12の(4)のとおり。

⑥提出方法

持参による（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）。

9 企画提案書に関するヒアリング

(1) 企画提案書を提出した者に対して、道の設置するプロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。

(2) 企画提案書の数が増える場合には、委員による書類選考を行い、上位5社をヒアリング対象とする。

(3) ヒアリングに参加しなかった者の企画提案は無効とする。

(4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 契約形態

コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。

(3) 契約保証金

受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。

なお、契約保証金の納付が免除されることがある。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）、その他の権利は、全て北海道に帰属する。

11 企画提案の審査基準

企画提案は、次の事項を審査し総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力全般

- 北の住まいるタウン推進に係る専門的知識等の受託能力
 - ・コンパクトなまちづくりと低炭素化・資源循環、生活を支える取組に関する専門的かつ広範な知見を有しており、受託能力が認められる。
- 業務執行体制やスケジュール処理能力
 - ・事例見学ツアーや、まちづくりセミナーの開催業務における執行体制及びスケジュール処理能力が適確である。
 - ・モデル市町村の計画「北の住まいるタウンの実現に向けて」を推進する具体的取組の実施における課題や、解決までのプロセスを理解し、これまでの取組を総括する受託能力が認められる。
- (2) 企画運営提案内容
 - 北の住まいるタウンの実現に向けた具体的な取組に係る企画運営能力とその効果
 - ・地域協議会、ワークショップ、分科会及び検討協議会の企画内容に事業化へ向けた実効性が認められる。
 - 現地見学ツアー、まちづくりセミナー等の企画内容及び運営能力
 - ・現地見学ツアーやセミナーの企画運営内容が、各市町村等において北の住まいるタウンの取組を進める上で有効となることが期待できる。
 - ガイドブック更新にあたっての企画構成、的確な掲載内容及び分かり易さ
 - ・ガイドブック(WEB版)の内容更新企画が、各市町村等のまちづくり担当者やステークホルダーの方々にわかりやすく、北の住まいるタウンの取組を進める上で有効となることが期待できる。

12 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ①全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ②提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ③提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - ④提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - ⑤全ての提出書類は返却しない。
 - ⑥本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先
郵便番号060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎10階）
北海道建設部まちづくり局都市計画課 新幹線・都市政策グループ
担当：村上、宮崎
電話番号 011-231-4111 内29-659 ファクシミリ番号 011-232-1147
電子メールアドレス kensetsu.tokeil@pref.hokkaido.lg.jp

◆「コンパクトなまちづくりの取組（例）」

①市街地の無秩序な拡大抑制

- ・都市計画制度等の適切な運用により、市街地の無秩序な拡大の抑制や、都市機能の適正な誘導を行うことで、都市経営が効率的でコンパクトな市街地を形成する。
- ～都市計画法に基づく大規模開発の規制、土地利用の規制、用途制限など

②公共公益施設の集約

- ・公共施設や生活利便施設等の都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりに取り組むことにより、まちなかの利便性や活性化を進める。
- ～公共公益施設の集約・機能更新・適正な配置、公営住宅の集約化など

③まちなか居住の推進と地区毎の居住エリアの集約

- ・まちなか居住を推進することで、まちなかの賑わいを再生する。
- ・周辺地域に対しては、地区ごとの集約やまちなかへの住替え支援を行ない、コンパクト化に向けてゆるやかに誘導する。
- ～まちなかへの複合型施設、公営住宅や高齢者向け住宅など居住施設の整備、老朽居住施設の更新など

④コミュニティ拠点の形成

- ・公共公益施設の集約やまちなか居住、地区ごとの居住エリアの集約に合わせて、安全安心や利便性を高めるためのコミュニティ拠点を形成することで、暮らしの担保やコミュニティ醸成、災害に強いコミュニティづくりを行う。
- ～商業機能、生活利便機能、福祉サービス機能などコミュニティの拠点となる基盤形成、公共施設等の防災拠点化など

⑤空き地・空き家等のマネジメント

- ・中心市街地等に残る空き地を憩い空間や公共施設用地として活用するほか、空き家・空きビルを活用・転用することで、中心市街地の賑わいづくりを行う。
- ～空き家、空きビル・未利用地・低未利用駐車場などの有効利用、集約等により発生する空き家等の処理と活用など

⑥まちの魅力づくり

- ・集約を目指す市街地や居住エリア、コミュニティ拠点では、生活の利便性や快適性の向上、賑わいの創出、観光振興に向けたまちの魅力づくりに取り組み、住み続けたい、住んでみたいまちとして人を呼び込む。
- ～景観形成、観光振興、多世代交流の場、利便性の高い駐車場整備などを通じたまちの魅力づくり

◆「低炭素化・資源循環の取組（例）」

①低炭素化・資源循環に寄与するエネルギーの活用促進

- ・道内の豊富に賦存する新エネルギーを活用し、地域の実情に応じたエネルギーの地産地消に取り組むことで、地域産業の活性化や防災機能の強化を図るとともに、低炭素なまちづくりを進める。
- ～太陽光、風力、バイオマスなどといった新エネルギーの活用、省エネルギーの推進、分散型電源の活用など

②地域でのエネルギー共有

- ・地域でのエネルギー共有を進め、エネルギー消費の効率化を行うことで、光熱費低減による暮らしやすさの向上や、低炭素なまちづくりを進める。
- ～熱・電力の拠点（公共施設等）としたエネルギー共有・効果的活用など

③低炭素化・資源循環に寄与するソフトなどの取組

- ・ 快適で無理のないエネルギー転換技術の導入や、新エネルギーやバイオマス、地元産材などの地域資源の循環利用など、環境にやさしい持続可能なまちづくりを実現するための仕組みを導入することで、地域経済の循環や低炭素なまちづくりを進める。

～エネルギー活用状況の見える化、環境に配慮した取組、ICT技術の活用などソフトの取組など

◆「生活を支える取組（例）」

①生活の営み確保

- ・ 過疎化が進行した地域などでの生活機能低下に対して、地域の実情を踏まえ、買物や通院・見守り支援などを行い、住民の安全安心や利便性を維持向上させる。

～買い物・通院・見守り支援や商店街の賑わいづくりなど

②生活交通の確保

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、地区ごとの集約と、地区の拠点づくりを行ない、拠点同士を交通ネットワークでつなぎ、生活交通を確保する。

～生活バス路線の維持、交通結節機能の充実、コミュニティバス・デマンドバスの運行など